

神戸市立博物館イメージアーカイブ画像貸出利用料金表

[2016年10月20日改定]

*以下の規定は、神戸市立博物館イメージアーカイブの画像利用に適用されます。

*1作品1画像を原則とします。1作品に複数画像がある場合(屏風など)は、1作品1利用料とします。

(例：六曲一双=6画像は、1作品)

単位：円(全て税抜)

◆出版・番組等利用

利用目的	部数			
書籍 [中面] 雑誌 [中面] 電子書籍 ビデオ CD,DVD等のソフト	～1,000	5,000	教材 =【学校教育法 第1条に規定す る学校(大学は除 く。)、その児童、 生徒、学生のため の参考書等。】	1,700
	～2,000	6,000		2,000
	～3,000	7,000		2,300
	～4,000	8,000		2,700
	～5,000	9,000		3,000
	～6,000	10,000		3,300
	～7,000	11,000		3,700
	～8,000	12,000		4,000
	～9,000	13,000		4,300
	～10,000	14,000		4,700
	～20,000	15,000		5,000
	～30,000	16,000		5,300
	～40,000	17,000		5,700
	～50,000	18,000		6,000
	～60,000	19,000		6,300
	～70,000	20,000		6,700
	～80,000	21,000		7,000
～90,000	22,000	7,300		
～100,000	23,000	7,700		
100,001～	24,000	8,000		

利用目的	部数			
書籍・雑誌[表紙]	～10,000	20,000	教材 =【同上】	6,700
	～20,000	30,000		10,000
	～30,000	40,000		13,300
	～40,000	50,000		16,700
	～50,000	60,000		20,000
	～60,000	70,000		23,000
	～70,000	80,000		26,700
	～80,000	90,000		30,000
	～90,000	100,000		33,300
	～100,000	110,000		36,700
	100,001～	120,000		40,000

利用目的				
新聞記事	1紙1回	20,000	教材 = 【同上】	6,700

利用目的				
テレビ番組(1)	放送1回	9,000	教材 =【同上】	3,000
テレビ番組(2) (同一事業者での再放送、 オンデマンド等を含む)	放送2回以上 (1年以内)	18,000		6,000

利用目的				
セミナー・講演・公演での上映、 展示・掲示物など	1回または 1年以内	9,000	教材 =【同上】	3,000

利用目的				
インターネット、イントラ ネット、通信など	1年以内	9,000	教材 =【同上】	3,000

◆商品化等利用

利用目的	
絵葉書、額絵、ミニチュア屏風、復刻地図、ポスター、カレンダー、しおり、シール、マグネット、ダウンロード販売デジタル商品など	【画像利用料＝商品単価×製作数×5%×比率※】
クリアーフォルダー・ペン・一筆箋・レターセットなど文具、袋、Tシャツなどの衣料・日用品、ペンダント・ストラップなどの装飾品、キャラクター品、パズル・キットなど知育玩具、カード（プリペイドカードなど）、切手など、ダウンロード販売デジタル商品等などのデザイン、ワンポイント等	ただし、下記1. または2. に該当する場合は【画像利用料＝商品単価×販売数×10%×比率※】とすることができます。 1. 販売期間が同一年度内の場合 または 2. 販売数でなければ利用料を算出し難い商品の場合。 ≪最低保証料を1万円を申し受けます。≫

比率※：月別カレンダーなどで一月分のみを利用するなど、複製物での利用の割合で按分することが適当と認められる場合に適用します。

利用目的	部数	
ラベル、シールなど特定商品向け、DVDなどのパッケージ、包装紙、箱、容器、袋、景品、ノベルティグッズ	～ 10,000	20,000
	～ 20,000	30,000
	～ 30,000	40,000
	～ 40,000	50,000
	～ 50,000	60,000
	～ 60,000	70,000
	～ 70,000	80,000
	～ 80,000	90,000
	～ 90,000	100,000
	～ 100,000	110,000
	100,001 ～	120,000
	無償配布物、または、事前にダウンロード数を設定するもの	～ 10,000
～ 20,000		21,000
～ 30,000		22,000
～ 40,000		23,000
～ 50,000		24,000
～ 60,000		25,000
～ 70,000		26,000
～ 80,000		27,000
～ 90,000		28,000
～ 100,000		29,000
～ 110,000		30,000
～ 120,000		31,000
～ 130,000		32,000
～ 140,000		33,000
～ 150,000		34,000
～ 160,000		35,000
～ 170,000		36,000
～ 180,000		37,000
～ 190,000		38,000
～ 200,000		39,000
200,001 ～	40,000	

◆広告等利用

利用目的	部数	
チラシ・ポスター・PR誌、社内報などの有償（販売）配布物・宣伝材料など（商品・企業・団体・個人・地域等の広報・宣伝等）	～ 10,000	20,000
	～ 20,000	30,000
	～ 30,000	40,000
	～ 40,000	50,000
	～ 50,000	60,000
	～ 60,000	70,000
	～ 70,000	80,000
	～ 80,000	90,000
	～ 90,000	100,000
	～ 100,000	110,000
	100,001 ～	120,000
チラシ・ポスター・PR誌、社内報などの無償配布物、または、事前にダウンロード数を設定するもの	～ 10,000	20,000
	～ 20,000	21,000
	～ 30,000	22,000
	～ 40,000	23,000
	～ 50,000	24,000
	～ 60,000	25,000
	～ 70,000	26,000
	～ 80,000	27,000
	～ 90,000	28,000
	～ 100,000	29,000
	～ 110,000	30,000
	～ 120,000	31,000
	～ 130,000	32,000
	～ 140,000	33,000
	～ 150,000	34,000
	～ 160,000	35,000
	～ 170,000	36,000
	～ 180,000	37,000
	～ 190,000	38,000
	～ 200,000	39,000
200,001 ～	40,000	

利用目的		
新聞広告・雑誌広告・テレビCM、ネット広告、その他広告（放送・公衆送信等）	媒体1種・1か月間	200,000
（雑誌広告のみの場合）	～ 100,000部	50,000
	以降、1万部を増すごとに+1,000円	

利用目的	
商品広告看板、ラッピング広告、懸垂幕、カラーコルトン、バナー（一式）壁紙、装飾物、オブジェ、模造物等	100,000円×利用年数

◆非商業目的利用

利用目的		
無償印刷物、講演会、ホームページ等	（個人、非営利団体が営利を目的としない事業（参加料等が無料で公共性のあるもの）のために、個人・非営利団体が申請するとき）	画像1点（回・年）につき1000円

◆公共・教育・学術利用及び寄託資料の画像利用

下記の利用に関しては、弊社では取り扱っておりませんので、直接、神戸市立博物館にお問合せ下さい。

- | |
|--|
| (1) 国、地方公共団体が公共の目的でその事業の用途として利用するために申請するとき。 |
| (2) 学校教育法第1条に規定する学校（大学は除く。）の教科書、学校が作成する教材の用途として利用するとき。 |
| (3) 博物館が調査研究、展示、広報等の用途として利用するために申請するとき。 |
| (4) 営利を目的としない個人、団体が、営利を目的としない学術書（発行部数1,000部以下）、又は学術雑誌、調査報告書等もっぱら学術研究の用途として利用するために申請するとき。 |
| (5) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。 |

◆期間割引

利用期間2年目	初回の80%
利用期間3年目	初回の70%
利用期間4年目	初回の60%
利用期間5年目以降	初回の50%

◆複数回利用割引

増刷、再版、再放送など2回目以降の利用は、前回申請時の許可書写し（またはそれに代わるもの）が添付され、かつ画像の提供を必要としない場合、利用料は以下のようになります。

利用2回目	初回の80%
利用3回目	初回の70%
利用4回目	初回の60%
利用5回目以降	初回の50%

◆同一画像の別媒体での再利用

- ・放送番組のDVD化、書籍などの電子化など、初回申請時とは異なる媒体で利用しようとする場合は改めて申請する必要があります。
- ・初回申請時の許可書写し（又はそれに代わるもの）が添付され、かつ画像の提供を必要としない場合、利用料は以下のようになります。

初回利用料の80%

◆プレゼンテーション料

利用候補として検討するに留まったり、プレゼンテーションのみに利用する等、画像の利用に至らなかった場合に適用します。

1作品につき、9,000円

◆神戸市博所蔵外作品画像の利用

博物館所蔵以外の被写体の画像を利用するときは、商業、非商業利用に関わらず画像1点（回・年）につき1000円の利用料がかかります。但し、申請には所蔵者の同意書を添付する必要があります。

◆備考

1	申請は利用媒体ごとに行ってください。
2	上記の価格は本体価格。100円未満の端数が生じたときは四捨五入した額とします。他に銀行手数料が必要です。また送料及び実費（撮影料、複製料など）が必要な場合があります。
3	利用料の支払期間が翌年度又は複数年度に及ぶときは、覚書を締結するものとします。
4	博物館所蔵以外の被写体の画像を利用するときは、商業、非商業利用に関わらず画像1点（回・年）につき1000円を利用料として徴収します。但し、申請には所蔵者の同意書を添付する必要があります。